令和　　年　　月　　日

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

会　長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 団 体 名 |  |
| 代表者 | フリガナ氏　名 | 印 |
| 住　所 | 〒 |
| 性　別 | 男・女 | 生年月日 | 　　 　年　　月　　日 |

暴力団排除等に関する誓約書

私は、令和５年度住民主体による生きがい健康づくりの場推進事業助成金申請を行うにあ

たり、下記を誓約いたします。

記

私及び団体役員は、①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、②同法第２条第６号に規定する暴力団員及び③北九州市暴力団排除条例（平成２２年北九州市条例第１９号）第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者には、該当しません。

　また、上記確認のため、貴職が福岡県警察本部に照会する場合にはこれを承諾し、私及び団体役員が①から③のいずれかに該当する場合には、助成金受領を辞退するとともに、貴会に対して異議を申し立てることはありません。

\*誓約書に必要事項記入のうえ、申請書とあわせてご提出ください。

|  |
| --- |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)(平成３年法律第７７号)（定義）第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。四　指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。五　指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。七　暴力的要求行為　第九条の規定に違反する行為をいう。八　準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。北九州市暴力団排除条例(抜粋)(平成２２年北九州市条例第１９号)(市の事務及び事業における措置)第６条　市は､公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業実施要領(抜粋)３　第１項の規定に関わらず、次に掲げる各号に該当する団体は対象としないものとする。（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という）第２条第２号に規定）及び暴力団員（暴対法第２条第２号に規定）と密接な関係を有する団体 |